

「食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2」 情報室への導入

- 下記にご記入いただき、FAX 等にてご注文を承ります。
- ライセンス数を明記した使用許諾契約書をメール添付にて送付します。記名・押印のうえご返送ください。
- 契約書が確認できましたら、「食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2」CD-ROM(1枚)、マニュアル(1冊)、請求書、使用許諾契約書(お客様控え)を同封にてお送りいたします。
- ライセンス数の台数について、「食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2」を使用することができます。
- 講義等での一時配布・閲覧用としてご入用の場合に限り、ご注文のライセンス数を上限として、マニュアルをおつけいたします。必要数をご記入ください。

-----「食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2」情報室 注文票-----

記入日	年 月 日		
大学名			
情報室名			
情報室担当者名		メール アドレス	@
注文担当者名		メール アドレス	@
ライセンス数	新規 台	バージョンアップ 特別価格	台
マニュアル必要数	部	予定 導入時期	年 月
ユーザID (バージョンアップ 特別価格の場合 のみ記入)	食物摂取頻度調査 新 FFQg Ver. 6 FFQ NEXT	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	 (総保有ライセンス数 台)

請求書宛名	
送付先	住所 : 〒 学校名・企業名 : 部署名 担当者名 TEL : ()

株式会社 **建帛社**

FAX: 03-3946-4377

この契約は、お客様（個人・法人問わず）と、栄養プラス Ver.2 および、権利者の許諾の下で食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2 を独占的に販売する株式会社建帛社（以下、「弊社」といいます）との間の契約書です。本契約書は、お客様からの記名・押印をもって、本契約の条項に同意したものとします。本契約書の条項に同意されない場合、弊社はお客様に本ソフトウェアの複製（インストール）、使用のいずれも許諾できません。また、使用許諾契約書は、お客様が本ソフトウェアの使用者であることを証明する資料となりますので大切に保管・管理ください。

第1条 定義

「本ソフトウェア」とは、本契約書と共に提供されるコンピュータプログラムおよびアップデートを含むデータファイルをいいます。

第2条 著作権

本ソフトウェアの著作権は下記の者が所有するものであり、日本国著作権法および国際条約により保護されています。

「栄養プラス Ver.2」著作権者：株式会社建帛社

「食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2」著作権者：国立研究開発法人国立がん研究センター

第3条 使用条件

『栄養プラス Ver.2』使用許諾契約書第3条および『食物摂取頻度調査票 FFQ NEXT Ver.2』使用許諾契約書第3条にかかわらず、本ソフトウェアを、ライセンス証書記載のライセンス数と同数のコンピュータに複製（インストール）して使用することができます。

第4条 バージョンアップ

本ソフトウェアが従来製品からのバージョンアップであった場合、従来製品の著作権は本ソフトウェアの著作権に交換されるものとします。本ソフトウェアの導入または使用により、従来製品の使用許諾契約が自動的に解除されることにお客様は同意されたものとし、従来製品の使用や第三者への譲渡はできなくなります。

第5条 禁止事項

本ソフトウェアを複製（第3条で許諾される場合を除く）、解析、改変、公衆送信（送信可能化を含む）を行うことはできません。本ソフトウェアの全てまたは一部を取り出して他のプログラムに組み込む行為等は全て禁止されるものとします。また、第三者への貸与、再使用許諾および中古品取引はできません。

第6条 保証の範囲

お客様が本製品を購入された日から90日間に限り、メディアやマニュアルに物理的な欠陥があった場合には無料で交換します。

ただし、保証期間中でも次の場合は保証いたしません。

- ① 使用上の誤り、および改造、修理に起因する故障・損傷
- ② 輸送、移動時の不適切な取扱いによる故障・損傷
- ③ マニュアル記載の使用方法、および指示に反する取扱いによって生じた故障・損傷

第7条 責任の範囲

著作権者および弊社は、本ソフトウェアの使用又は使用不能に伴い生じた一切の損害（データ毀損および滅失、コンピュータの故障等も含む）を賠償する責任を一切負いません。

第8条 違約金 お客様が、弊社に無断で、自己又は第三者のパソコンに、弊社が許諾したライセンス数を超過して本ソフトウェアを複製した場合、お客様には、弊社に対し、許諾したライセンス数を超過した分の正規料金（栄養プラス単価28,000円+税、FFQ NEXT 単価8,000円+税）を違約金としてお支払いいただきます。

第9条 契約の解除

お客様がこの契約に違反した場合並びに、著作権者または弊社の権利を侵害した場合には、弊社は本契約を解除することができます。その場合、お客様は一切、本ソフトウェアを使用しないものとし、コンピュータ上の本ソフトウェアを削除することとします。

第10条 管轄裁判所

本契約は日本国内法に準拠するものとし、本契約に関連する法律上の紛争が生じた場合は、日本国における東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。